

MeiSeiZei



SPRING 2022
No. 218

僕と青税との出会いは、平成20年に名青税昭和支部の総会に誘われたことでした。恐る恐る行つてみたらその流れで入会することに。当時は、入会申込書はあったものの、そんなものは書いた記憶もなく気付いたら入会していたという感じでした。

名青税行事に初めて参加したのは、入会した年の美浜サーキットで行われた名青税大交流会。右も左もわからず、チーム分けされてしまったので同じ支部の人もおらず、不安を覚えた時に登場したのが金髪の税理士の方でした。同じチームだよと言われ二度びっくり。いざ、カート大会が始まってしまったらチームみんなで盛り上がり、名青税行事は初めてということも忘れるくらい、とても楽しい時間を過ごさせてもらいました。1チーム4人で構成されていたのですが、あの二人の方も後に会長を務められた方々で、今思うと凄いメンバーに囲まれていました(笑)。

それからしばらくは名青税の行事に参加することなく、支部のお手伝いばかりしていたのですが、入会5年目で支部長をやることになりました。その年は、いわゆる「5年ルール」と呼ばれた入会後5年間は正会員でいられるという規約改正を協議した年でした。理事会では賛成派と反対派の熱い議論が飛び交い、翌年の総会で規約が改正されることとなりました。当時の理事会を体験していると、今の理事会は活発な議論があまりなく少し寂しいなと感じてしまいます。

翌年は組織・広報部の副部長をやることとなり、初めての名青税の役員デビューとなりました。正直、支部ばかりに参加して、名青税の行事にはほとんど参加していなかったため組織・広報部って何をやるの?という状態でした。僕が組織・広報部にいた頃は、広報誌と名簿の作成、ヨシヅヤでの無料税金相談会が大きな組織・広報部の仕事でした。今では、名簿は総務部の管轄になり無料税金相談は無くなってしまいました…。時代の流れを感じます。

その後しばらく組織・広報部員として名青税に参加していましたが、段々と幽霊部員に。しかし、ラストイヤーとなるはずだった平成28年に昭和支部から会長がであることになり、厚生部の副部長をやることとなりました。初めての厚生部で最初は不安でしたが、周りの人たちに恵まれて無事に副部長を務めることが出来ました。また、その年度は名青税創立50周年記念の年度で、10年に一度の節目に立ち会えたことも楽しい思い出の一つになりました。

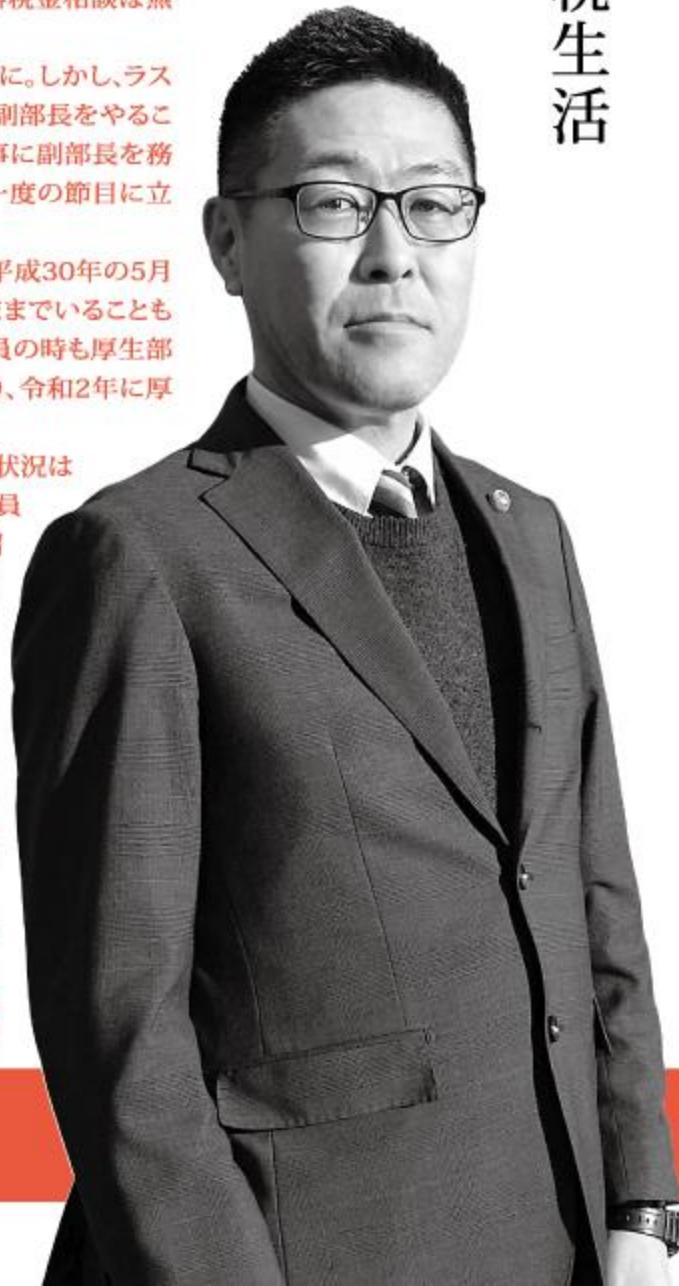
厚生部の副部長を終えるとともに正会員も卒業し、賛助会員になったのも束の間、平成30年の5月の総会でまたまた規約改正があり定年が45歳まで伸びてしまいました。賛助会員のままでいることができましたが、支部の正会員の人数が減っているということで正会員に復活。賛助会員の時も厚生部員としてお手伝いはさせていただいていましたが、正会員に戻ってしまったことにより、令和2年に厚生部の部長に。そして、今現在は厚生担当副会長という立場になってしまいました。

部長になった年はコロナ禍で厚生行事が全く出来ませんでした。副会長になっても状況は変わらず、このままでは2年続けて厚生行事ができないという結果になりそうでした。役員で何か出来ないものかと話し合った結果、新入会員歓迎会の代わりに新入会員を紹介する冊子を発行することとなり、2年続けて厚生行事無し回避することが出来ました。お手元に冊子がある方は、載っている新入会員の方との交流に生かしていただければと思います。

自分の青税生活を振り返ってみると、色々な節目に立ち会わせてもらったなあと思います。一度賛助会員になって、また正会員に戻るという体験もそうそうないことだと思います。今年で2回目の青税卒業となります。とても楽しい青税生活を送らせてもらいました。青税の存在は知っているけど、ちょっと足を踏み入れにくいなと感じている方は是非一度で良いので何か行事に参加してみてください。物凄い勢いで接待してくれると思いますよ(笑)。

最後に、早くコロナ禍が終息し、通常通りの楽しい青税行事ができる事を願っています。

厚生担当副会長 赤堀智信



CONTENTS

- 01-いろいろあった青税生活 06-税理士職業セミナー 09-名青税シンポジウム
- 02-役員懇談会 08-税法ディベート大会 10-INFORMATION

いろいろあつた青税生活

1. 税理士法について

(1) 周知方法について

名青税 6月に改正要望が日税連において決定されて以降、会員へは日税連の会報への掲載と9月に入りマルチメディア研修が配信されている。9月に開催された日税連と名古屋会の意見交換会は主に理事を対象としたものであり、それを受けた名古屋会としても会員への周知が求められると思うが、どのように考えているか。

名古屋会 基本的にはまだ改正要望の段階で日税連から色々な情報が出ていると思う。名古屋会としては12月に研修会を開催して周知する予定。色々な形で研修会や日税連から出ている情報を案内するのが名古屋会としての今の段階での周知ということになる。知らない人がたくさんいるという意見があれば、どのように周知したら浸透するか逆に教えて頂きたい。

名青税 私たちはそれなりに把握しているつもりだが、感覚的には執行部ではない

人は何かやっているなくらいにしか把握していないのではないかと思う。

名青税 ここにいるメンバーでもこれまでの意見交換会に参加した人とそうでない人がいるため知っている内容が異なっている。先日の意見交換会であった意見をできる範囲で周知してはどうか。我々の認知としては何が起きているのかみえない状態。上方で全部決まっていて下の方には全く降りてきていらない感触。我々としては下の方の意見をもっと取り入れて欲しかった。

名古屋会 日税連の話になるが、数年前に制度部が全国で問題点の意見聴取をした。それから議論は進んでいない感覚だったが、そのときには相当意見整理がされていた。去年から意見がでてきており、日税連の理事会でもICT化への努力の条文案の意見を頂いた状態だった。「努めなければならない」という文言は国税庁から義務化はさせないという話しあつた。将来的にも義務化の話があったときは日税連として意見を言う必要がある。事務所のあり方について

2か所事務所の問題も考えている。今整理しているところなので、意見があるなら言って頂きたい。改正法案が今どこまで進んでいるかというと、ほとんど日税連の手を離れて法制局のほうで整理している段階。衆議院選挙も終わったので色々な方面に働きかけて法制局に要望を伝えて構わない。

名青税 現在税理士制度に対する関心はあまり高くないと思うが、税理士法改正の機会は関心を高めるいい機会だと考えている。そのため色々な話が出てきて改正に至る方がいいと思うが、今回は日税連制度部の答申があつてからよくわからないうちに昨年の税制改正大綱に入って進んできたという印象で改正の話を聞く機会があまりなかった。進め方に問題があったのではないか。

名古屋会 隠して進めようというつもりはない。ただ全国から様々な意見が来ると混乱する。立ち位置としては日税連と国税庁は同じペクトルで進めていた。いかに法制局を説得するかを考えていた。それを公表出来な

名古屋税理士会役員 との懇談会議事録

かつたことについてはお詫びする。

名古屋会 ひとつ聞きたいが税理士法改正について青税はどう考えているか。平成26年改正から8年が経っている。税理士法改正は過去に廃案になったものもあるが6回あった。そのことについて、例えば平成26年の時は納税環境整備になった部分もあるが、税理士法はどうなっていけば良いと思うか。

名青税 私が税理士となって初めてあつた改正が平成26年改正で、その時は改正に至るまでに色々な議論が公表された。平成13年改正のときも当局の話が出てきたという話を聞いていたので、今回もそうなるのではないかと思っていた。あとは、平成26年改正から税理士法改正が税制改正に入り、今回も同じ手法が取られたが、これがいいのかどうか。改正の周期が短くなるとしたら、改正がスムーズにいくという点はいいかもしれないが、議論が不足してしまうのではないかと思っている。

名古屋会 税理士法改正をひとつでやって

いく方がいいのではないかという話だと思うが、基本的には所得税法等の一部を改正する法律に入れるしかない。そうしないと、改正が全然決まっていかない。所得税法等の一部に入れることでこちらのスケジュールに合わせてもらえる。税理士法改正だけでは小さすぎて国会に扱ってもらえない。議論の不足についても、これから国会審議されるので政治家をつかって将来義務化されない旨を質問してもらい議事録にのせるようにと考えている。

名青税 今後も税制改正に入る手法を取るのか。今まで税理士法改正に携わってきた人にとって税制改正に入るやり方をどう感じているか。

名古屋会 所得税法等の一部を改正するという形にしたほうが早いし、そうじゃないと審議してもらえない。

名青税 税理士法への関心を高めるという点では、研修の中に税理士法を必修にするということを考えることはできないか。

名古屋会 現在、登録時研修を日税連の受

講管理システムで受講できるようになってる。新入会員は必ず受講してもらうが、みなさんも受けられるようになっている。そういったところもこれから案内していく。また、改正法案が確定した段階で注意点等を周知していく予定。期待していただきたい。

名古屋会 先ほどの話を聞くと、税理士制度はピンチではないか。無償独占を維持できないという危機感をもたなくてはいけないのではないか。心配になるという話ではないか。

名古屋会 これからも無償独占が維持できるように、青税の世代が活動していってほしい。我々の時代ではない。

名青税 2条の3を設けなければならぬほど、電子申告の件数が少ないので。

名古屋会 電子申告をまだやっていない人もいるから今回の改正が必要となっている。やっていない人に対して義務化をされてしまうと、罰則があるのでないかとみんなが心配している。執行部としては、税理士会員8万人の全員を救っていく必要が

ある。できる人は良いとして、できない人も救っていく必要がある。

名青税 電子申告の義務化や2条の3については、青税でも意見が分かれている。

名古屋会 それはいいこと。

名古屋会 青税で議論をして頂いて、出てきた意見を次回の改正に繋げていけたらいいのではないか。

(2) 事務所の設置基準 — テレワークについて

名青税 テレワークの中の一形態であるサテライトオフィスについて認めるか否かという話が7月15日付けの、「税理士界(第1402号6頁)」に記載されていたが、サテライトオフィスは現行の事務所の定義付からすると2カ所事務所の規定に抵触する話かと思われる。次期税理士法改正で事務所規定の見直しが検討されているようだが、事務所の判定基準が見直されることで2カ所事務所に該当するか否かの判断が変わるということか。検討されている事

務所の判定基準も含め、サテライトオフィスについての見解をお聞かせ願いたい。

名古屋会 現在日税連で議論しているところだが、大枠では通っていくものと思われる。何かに抵触しないように慎重に議論を重ねている。名古屋会でもテレワークの現状についてアンケートをとり、最終的にはテレワークに関する指針のような案内ができるものをだす。そこで税理士法等の中で注意すべきポイント等が事務所設置基準に繋がっていくものと思う。まだ議論を重ねている段階なので詳しくは話せない。今後も注意していただきたい。

名青税 2カ所事務所が禁止されているのは、法律関係の明確化や一人の税理士の業務の範囲を制限することが目的だと理解している。ICTの活用により必要な水準を維持できればサテライトオフィスを認めてもいいといった基準があつてもよいのではないか。また、税理士と従業員が守るべきルールを理解してそれを定期的に確認し、あう指針があれば、サテライトオフィスでも

良いのではないか。サテライトオフィスに関する議論の状況について教えてほしい。

名古屋会 実際そこまで議論が進んでいない。サテライトという考え方今までになかった形なので、それをどういった形で認めていくのかが問題。この点については議論が尽くされていないのでまた意見を頂ければと思う。

2. 消費税について

(1) インボイス制度について

名青税 インボイス制度の導入について日税連と同じスタンスなのか。

名古屋会 日税連と政治連盟は同じスタンス。延期若しくは改正を主張している。

名青税 日税連の重要建議事項でインボイスの延期がある。コロナ禍の状況において通常であれば売上が1,000万円を超える飲食業が1,000万円もない状況では正常な経済活動ではないと思う。そこで2年後の延期は可能なのか。どのように延期を求めていくのか。

日 時：令和3年11月1日(月)
15時00分～17時00分
場 所：税理士会ビル 3階 会議室

司 会：太田麻紀会務検討委員長(名古屋青年税理士連盟)
議事録作成者：増田英晃総務部長(名古屋青年税理士連盟)



て欲しい。イニシアチブをとって主導していきたいという考えは前からあった。それが今実行された。

名青税 EIPAに参加したからと言ってインボイスの延期とは別問題ということはわかった。インボイス制度の延期の可能性はどれくらいか。

名古屋会 コロナ禍での経済の動向が焦点となってくる。まだまだ経済が回復していないところを主張できたら可能性があるかもしれない。

名青税 来年の夏か秋までに延期が決まらないと難しいと思っている。是が非でも延期して欲しい。

名青税 前月からインボイスの申請が始まった。課税事業者の届出がこれでまた複雑になったが税理士会として簡易にする改正要望しているのか。

名古屋会 消費税課長が来た時にシステム上の問題ですと言っていた。提出期限は変えられるので整合性がとれるように変えていくといっていた。

名古屋会 インボイスについて政治家にはすぐ理解してもらえる。法律は決まってしまったからせめて軽くするか延期をお願いしている。議員は色よい返事をくれる。受けはいいのだが、実際どうなるかは不明。

名青税 税理士が関与している納税者に関してはインボイス制度を理解していると思うが、税理士が関与していない小規模事業者については理解していない人も多いと思う。仮にインボイスが始まつてインボイスを取っていない事業者について、インボイスがあるかないかを調べるのは事務負担が多い。建議事項でインボイスの簡易なものとあるがどのようなものか。

名古屋会 簡易の内容については検討していない。逃げ口のような気もする。

名青税 重要建議事項では簡易で安易なインボイス制度と書いてある。インボイス制度が導入されると税務調査も大変になる。延期と簡単なインボイス制度になるようにお願いしたい。

名古屋会 電子インボイスが将来大きな動

きになっていく。納税者に過度な負担をかけない方法を簡易な方法というのであれば、電子インボイスという選択肢がでてくる。そのためそこに参画していく必要があると危機感を抱いている。政治連盟も日税連も歩調を合わせて国会議員に働きかけている。

名青税 EIPA(電子インボイス推進協議会)に日税連は参加していなかったが、先日から参加したので大丈夫だと意見交換会で聞いたが、実際変わったことはあるのか。

名古屋会 EIPAは全ての電子商取引について取り扱っており、その中の1つとして電子インボイスがある。EIPAは総務省管轄であり、財務省主導ではないのは知っておい

名青税 インボイス制度は現在の消費税の計算方法と合っていないのではないか。インターネットバンキングの取引情報をダウンロードして仕訳情報に変換する方法があるが、インボイス制度が開始されると、ダウンロードした取引情報とインボイスとを照らし合わさなければならなくなる。

また、課税仕入を課税売上対応など三種類に分類して控除対象仕入税額の計算をする必要があり、単純にインボイスを積み上げるだけでは消費税の計算をすることができない。

インボイス制度によって税収が増え、物価が上がると考えられるため、国にとっては都合が良いのかも知れないが、上手く利用されているように感じる。

名古屋会 国は免税事業者を排除し、全ての事業者を課税事業者にしたいと思う。タクシー業界では、課税事業者か否かをランプで判別できるようにしようとしているという噂がある。国は益税は悪であると考えていると思う。



名古屋会 現までの消費税法の改正は、消費税法の理論からすると全て失敗している。インボイス制度を導入して全事業者を課税事業者にすることでこれまでの失敗を全て無くしたいが、恐らくまた失敗するのではないかと思われる。消費税法の理論と実務は切り離して考えなければならない。

名古屋会 ドイツでミュンヘン税理士会に消費税の話をした際に、「課税売上割合とは何か?」と聞かれた。貰ったものから払ったものを引けば良いのではないかと言われた。課税売上割合の考え方は日本人的だと思う。

(2) 軽減税率について

名青税 関与先の書類を確認するときに軽減税率については中々大変だなと思っている。日税連の建議事項には単一税率に戻すことが書かれているが、実際どういう状況か。

名古屋会 単一税率の要望は言い続けている。非課税を見直して欲しいとも言い続けている。議員にうけはいい。しかし、与党のある党がある限りなかなか難しいと感じる。その党に聞くとすいませんと言われるが、後ろの勢力の関係で何ともならないと言われる。こういった状況なのでなかなか進まない。

名青税 軽減税率の廃止は難しいと思うが、何とかしていただければと思う。

3.会務運営における負担について(岐阜青税)

(1) 会務の扱い手

岐阜青税 各支部から執行部ないし部員として出してもらう方式だが、多数のメン

出席者：25名

名古屋税理士会(名古屋会)

尾崎秀明会長 菊田裕之副会長
井上新副会長 平昌彦副会長
玉田眞副会長 岡部豊生副会長
村瀬三浩副会長 田口紀子副会長
酒井正勝専務理事 飯島明伸専務理事
大川雅彰総務部長

名古屋青年税理士連盟(名青税)

宮島富久雄会長 俵直人副会長
木下晃良副会長 小島啓嗣副会長
赤堀智信副会長 大澤輝高部長
増田英晃部長 太田麻紀委員長
山本祥嗣委員長 小菅祐介委員長

岐阜青年税理士連盟(岐阜青税)

高井正樹会長 河合基裕副会長
塚原政史副会長 佐々木靖高部長

プログラム

- 1.名古屋青年税理士連盟 会長挨拶 宮島富久雄
- 2.岐阜青年税理士連盟 会長 高井正樹
- 3.名古屋税理士会 会長 尾崎秀明
- 4.自己紹介
- 5.質疑

バーが所属を変えて会務運営に従事している気がしている。中には会務運営に従事したい会員もいるので、そのあたりは尊重すればいいと思うが、理想はすべての会員が従事し、運営の大変さを知つてもらうことによって、結果的に会務運営に対するクレームも減少するを考えている。

名古屋会 昔と同じ問題をもっている。昔も後が続かないのではないかと危惧していたが、それでも続いてきている。青税での活動は財産だと思っている。今の時代の人たちも仲間を作ろうという感覚で誘つはどうか。

(2) 会務における経済的負担

岐阜青税 所属税理士が会務に参加しやすい環境を整えることが必要だと思う。開業税理士中心の会務運営では立ちゆかなくなるのではないかと危惧している。会務参加において、旅費は支給されているが、これはこのままでいいのだろうかという疑問がある。すべてにおいて手当を支払うこと

は困難だとは思うが、ボランティア精神だけに頼るのは限界があるものだと感じている。

名古屋会 旅費については最低3,000円で、最寄りの駅から池下までの実費で計算している。名古屋は3,000円となっている。

(3) 会務従事への意識の変化

岐阜青税 青税という任意団体でさえ、できれば楽な部がいいとか、入会はしたけれど運営側には回りたくないという意見が出ているのが現状。また、家庭の状況にもそれぞれの事情があり、「若手が」とか、「女性が」とかの話ではない。このような意識の変化によって、今後は、会務従事をお願いするほうも、ますます大変になってくると思う。また、自分たちの経験を上手く伝えられない部分もあって、時間的拘束等の負担感があるのが現状。岐阜青税を通じて会務に抵抗感が無いようにしようというのが現状。それでもなかなか上手くいっていない。

名古屋会 総合企画室のなかで如何に男女

関係なく参加できるかを考えている。要は時間とお金がない。所属税理士が増えていくのが原因。所長がだめといえばだめ、所属税理士はお金がない。総合企画室としてこの2年間でどこまでできるか検討している。大手税理士法人にお願いしに行くことも考えている。全青に自費でいくといった昔出来たことが今だと難しい状況なのは分かっている。今の時代にあう形を探っている。

名古屋会 皆さんはこれから担っていく方たちに会務をしてよかつたことを伝えてほしい。

4.電子帳簿保存法(電子取引)について

(1) 納税者への周知について

名青税 電子帳簿保存法が改正され、令和4年1月1日から、電子取引について要件を満たした電磁的記録による保存が義務化される。

電子取引の範囲は、「取引情報(取引に関する受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領收書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう)」

の授受を電磁的方式により行う取引をいう。(法2五)」とされており、業務で積極的にITを利用する場合だけでなく、ネットショッピング等で請求書や領収書が電磁的方法のみで発行された場合も対象になるため、多くの納税者が対象になると考えられる。

取引情報が要件を満たした電磁的記録によって保存されていない場合は、青色申告の書類の保存要件を満たさないため、青色申告の承認が取り消される可能性があり、納税者に非常に大きな影響がある。

特に税理士が関与していない納税者について、電子帳簿保存法の改正の周知ができておらず、令和4年1月1日以後は青色申告の要件を満たしていない納税者が多く出現するのではないかと考えられるが、納税者への周知や改正要望などについて、貴会で何か対応をする予定はあるか。

名古屋会 改正要望を出すまで至っていない。まず、税理士にはベンダーからアプローチがあると思うが、ベンダーによって処理のやり方が違うため、それぞれのソフトのやり

方で関与先納税者に説明する必要がある。税理士が関与していない納税者は、国税局に周知を依頼している。青色申告の取消しの可能性があるものについて納税者への周知が進んでいない状況であり、納税者への周知やどういう顛末になるのかを実務者懇談会などで国税局に質問する予定である。

名青税 今回の改正により、電子取引については電磁的方法での保存が強制となった。税制改正要望をするのであれば、優遇される部分だけを残し、義務化については廃止の要望をしていただきたい。

名古屋会 民間企業から納税者に対して色々なセールスがあると思うが、電子帳簿保存法に対応するための必要な環境について整理し、納税者に説明する必要があると思う。

(2) 電子帳簿保存法の今後について

名青税 令和4年1月1日から、電子取引を行った場合には電磁的記録を保存しな

ければならないこととなる。税理士法の改正でも、税理士のICT化の促進を促す一文が追加される予定かと思う。

今回は、電子取引を行った場合のみだが、昨今の流れを考えるとすべての書類の電子帳簿保存が義務化されてもおかしくないかと思われる。その場合、多くの中小企業に多大な負担が生じることとなると予想される。

電子帳簿保存が義務化される可能性が出てきた場合は、税理士会の方ではどのような対応をされるのか教えていただきたい。

名古屋会 電子帳簿保存法も含めEIPAの話はバックヤードがどう変わっていくかという話になると思う。電子化がどう進んでいくのか。国税庁マターなのか、財務省マターなのか、総務省マターなのか。デジタル庁を含め現状財務省マターで動いていっている訳ではない部分が結構ある。この問題について我々は食い止めようとするのか、それとも1つ先に進んでいこうとするのか。個人的には食い止めようとするよりも、1つ



先に進んでいこうとするのが良いと感じている。その中でこの変化についていけない人に対してどう救っていくのかが課題だと感じている。

名青税 1つ先に進んでいくために勉強不足な点もあるが、頑張りたい。

名古屋会 色々な意見を届けて欲しい。我々はそれを拒まない。

名青税 先日パソコンがなく、スマホを使用してネット注文している顧問先との話の中で、今後は電話かFAXで注文しようという話になった。

名青税 顧問先に話していると、電子化の流れは理解するものの、どうして紙で保管しては駄目なのか聞かれて答えに困っている。理由が知りたい。

名古屋会 これから国税局に質問をして答えをフィードバックしていきたい。

名青税 個人的にはこの先の電子インボイスが関係しているのかと思っていたが、先ほどの話で総務省マターとなると、それは違うか?

名古屋会 電子取引を含めたこの動きを進めたいところは色々ある。インボイス制度を周知したいといふのは国税庁にはあるが、電子インボイスについては国税庁も総務省もそこまでイニシアチブを取って進めているわけではない。我々が直接関わるのは国税庁や財務省だが、デジタル化を進めたいというのは違うところからの思いもある。現場では、各所轄の署長や副署長と話してもすぐこれはできるかと聞いても、言葉を濁される。現場ですぐに1月1日から青色取消を含めて動いていくかというと、今のところそのような話は出てきていない。インボイス制度と電子帳簿保存法の話をすると全然温度差が違う。



名古屋会 電子帳簿保存法の改正について、紙で打ち出されるとデータの検索ができないから紙じゃだめという都合のいい話。

名青税 顧問先のレシートをスキャンしてどうやったら出来るか日々研究している。FAXはPDFでデータとして保存している。今回の改正が進んでいるのは、より生産性の高まる方法を考えよと言われているのではないか。出来なくて困っている人を救済することもそうだが、出来ている人がその経験を共有するコミュニティもあるとよいのではないか。

税理士職業セミナー

●日時／令和3年10月8日（金）

●場所／堀山女学園大学



令和3年10月8日(金)に堀山女学園大学で行われた税理士職業セミナーに参加してまいりました。

例年は教室において学生さんと対話する機会があるそうですが、今年は残念ながらZoomによる開催となりました。

はじめに税理士の仕事の内容や税理士業界の現状、税理士の一日などを説明しました。女子学生のみということもあり、税理士という仕事は女性ならではのライフステージの変化に対応できる働き方が可能であることを伝えました。

その後グループに分かれ、税理士と学生とのディスカッションを行いました。コロナ禍で進路に不安を持ちつつも、将来のために様々な資格取得を目指す方が非常に多かったのが印象的でした。目標に向かって進む学生さんから刺激を受け、貴重な体験ができたと思っています。

西本美幸

名城大学税理士職業セミナー

●日時／令和3年11月22日(月) ●場所／名城大学 天白キャンパス

令和3年11月22日に、名城大学にて伊川教授からのご支援を頂き、講義の租税法入門の一コマとして税理士職業セミナーを開催させて頂きました。

まず前半は伊藤彰朗会員から「簿記を学ぶメリットについて」として簿記の必要性や伊藤会員の税理士受験の実体験についての講義と、梅原光一会員より「税理士とは」として税理士を含む土業の実態や私たち税理士の実務内容について分かりやすく講義頂きました。

続いて後半は学生さんより事前に頂いたアンケートをもとにパネルディスカッションを行いました。宮松邦晴部長の司会により横山典久会員・小倉みどり会員・杉山隆英会員がパネラーとして一週間のタイムスケジュールなど税理士の職業のリアルな現状をお伝えしました。学生の皆様も熱心に講義を聞いていただき講義後もいくつか学生からの質問をいただけたことはうれしく思いました。

最後に俵直人会員から「消費税・軽減税率について」として実際の菓子を用いた消費税の軽減税率クイズは学生さんを巻き込んで楽しく講義をして頂きました。また最後は講義で使用したお菓子を学生さんへプレゼントをする場面もありました。

今回の職業セミナーで少しでも税理士を身近に感じて頂き興味を持ってもらえれば幸いです。

杉山 隆英



令和3年10月23日(土)に名城大学との第12回名古屋青年税法ディベート大会が開催されました。

今年も新型コロナウィルスの影響により、Zoomでの開催となりました。今年のテーマは、「スワップ取引による金地金の交換取引は所得税法33条1項の資産の譲渡に当たるか?」、「租税争訟における不服申立前置主義を廃止することの是非」でした。結果はどの試合も2-1でギリギリ名古屋青税の勝ちとなりました。

今年の判例等研究委員会はoViceというコミュニケーションツールを活用し各テーマの打ち合わせを行ってきました。oViceはZoomとは異なり、チームごとに議論ができる事、チーム間を簡単に行き来できることが非常に便利なツールでした。通常であれば事務局に集まり、懇親会という流れが通例でしたがコロナの影響もあり実際に委員が集まれたのは本番と本番の前日だけでした。確かにZoomやoViceのようなツールにより移動時間が省けるという利点がありますが、議論の深度としては実際に委員が集まって議論する必要があるなど感じました。

今年取り扱った両判例は、なかなか実務では取り扱うような判例ではなく、毎年の委員に比べて難しい判例であったように思います。委員一丸となって難題に取り組めたことは、非常にいい経験になりました。また、当日のディベートは、名古屋青税、名城大学の学生とも活発な議論が交わされました。大学生の段階で譲渡所得だの不服前置主義だの専門家を目の前にして意見をいえるのは凄いなど感じました。判例等研究委員会としても大学生との議論ができる事や審査員の指摘を頂けることは、非常に有意義な場であると思います。

判例等研究委員会では、判例を深堀りするだけではなく、主張を取りまとめ、実際に討論を行っているので、論理的思考能力が身に付きます。また、判例等研究委員会は、活動期間が短期間で終わるので、名青税活動に初めてご参加される会員にはお勧めです。

判例等研究委員会委員長 小菅祐介

税法ディベート大会

令和3年10月23日(土)



名古屋青年税理士連盟 VS 名城大学伊川ゼミ



なぜ輸出取引だけ消費税が免税なのだろうか?他の取引の10%課税と比較して課税の不公平が生じているのではないかといふ疑問から、研究部は「消費税法における輸出免税制度の問題点」について研究を行いました。輸出免税は仕向地主義という考え方を採用しているため免税が認められており、諸外国で適用されているため何の問題もないとされているが、実は数々の不都合が生じていることを名青税シンポジウムの舞台でパネルディスカッション形式により発表いたしました。



部としては輸出免税制度には問題があるという結論でまとまつたものとなっておりましたが、そこに至るまでの過程が困難を極めました。個人的には課税の不公平が生じていると考えていたものの、いざ部会が始まると部員間で不公平の有無についての意見が割れ、様々な意見が飛び交いました。実務では単に免税として処理するだけですが、輸出免税等に関する文献を調べ、

議論を交することで税法に対する色々な考え方方に触れることができたことは貴重な経験でした。

最後に、大変な時期にもかかわらず積極的に参加していただいた研究部員の皆様、シンポジウムの運営に携わった方々、視聴していただきました会員の皆様にこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

研究部長 太田 啓之



名青税シンポジウム

日時／令和3年12月11日（土）
場所／「ウインクあいち」からZoomによるオンライン開催

名青税シンポジウムを終えて



令和3年12月11日(土)名青税シンポジウムが開催されました。新型コロナウイルスの影響によりウインクあいちからZoomによる配信となりました。ウインクあいちには研究部、制度部の発表を行う部員が集合し、パワーポイントで作成した発表資料をZoom画面に映し出しながらの発表となりました。

制度部は「税務行政とDX化」をテーマに発表を行いました。その中でも税理士業界の「DX」の中心的な役割を担うであろう「税理士事務所のテレワーク」と「電子帳簿保存法」を取り上げ発表しました。

まずは「税理士事務所のテレワーク」につ

いてです。新型コロナウイルスの影響により大企業ではテレワークが当たり前の働き方となりました。一方、税理士業界のテレワークについては税理士法を遵守しなければならず、その問題点について「アナログ派の先輩税理士」と「デジタル派の若手税理士」の会話を再現して発表しました。

次は「電子帳簿保存法」についてです。今回は令和4年1月から義務化が予定されていた「電子取引の電子保存」について発表しました。発表直前に「電子取引の電子保存」について猶予期間を設けるという発表があり2年間は紙での保存も容認されること

となりました。この名青税シンポジウムに向けて準備をしてきた制度部としては、衝撃の出来事でしたが2年後に向けてしっかりと理解できるよう発表に努めました。電子帳簿保存法についても「税理士」と「社長」の会話を再現して発表しました。

私は制度部としての活動が初めてであり、名青税シンポジウムについても参加したことありませんでした。このような私が部長として無事に発表を終えられたのも制度部の皆さんのお陰です。制度部の皆さんと出会い、一緒に学べたことは非常に良い経験となりました。ありがとうございました。

制度部長 前田 侑基

INFORMATION

新入会員

募集中!!

広報誌「MeiSeiZei」では私たちの活動をできる限り掲載しています。また名青税ホームページ・名青税ブログでも日々、名青税の活動をご紹介しています。

気になった方はぜひ「名青税」で検索を！

名青税

検索



名青税では45歳以下の会員を中心に研修を行ったり、懇親を深めたりしています。近々開催予定の行事もありますので、興味を持たれたらぜひご参加ください。身近な名青税会員に声をかけていただいてもよいですし、名青税ホームページからお問い合わせいただいてもよいです。よく学び、よく笑って、楽しい仲間づくりをしませんか？

コロナ禍でも名青税行事に参加してほしいとの思いから、定期的に研修会を開催しました。

第5回研修会

テーマ：土地評価に欠かせない道路についての基礎知識を習得しよう！
講 師：不動産鑑定士 鎌倉 靖二 氏
(みらい総合鑑定株式会社)



第6回研修会

テーマ：部門別損益計算書の作り方・活用の仕方
講 師：管理会計ラボ株式会社
代表取締役 公認会計士 梅澤 真由美 氏



また昨年は実際に会っての交流機会が少なくなったため、新入会員の方と在籍会員とが係わりあえるきっかけ創りとして「新入会員の紹介」冊子を作成いたしました。

定時総会

令和4年5月14日(土)ウインクあいち ※オンライン(Zoom)のハイブリッド形式で開催

編集後記

先ずもって、コロナ禍による混乱が長期化する中、広報誌の執筆、職業セミナー等々、組織・広報部の活動にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

本年令和3年分の確定申告では、昨年とは異なり一律延長は廃止され、個別に延長申請を認める形となりました。そのようなコロナ禍にも関わらず、例年通り夏・春の広報誌を刊行できたことは、名古屋青年税理士連盟を守り、発展していくたいと願う多くの若き税理士の熱と力があつてこそこの業であると確信します。

青税に入会して、未だ2年にも関わらず、副部長という大任を押し、力無いなりにも何とか喰らいついたというのが、正直な感想です。ただ、青税

で出会った数多くの諸先輩方、仲間との交流は、私の税理士としての見識を広くし、また税理士として生きていく糧となっていることは紛れもない事実であり、何の力も無いですが今後も私の出来うる範囲で、この青税という組織のお役に立っていきたいと思っています。

世界は、ようやくコロナの雲から抜け出そうとしています。我々、税理士も青税も色々な意味で本当の戦いが始まっているのはこれからだと思います。今後とも、青税ひいては税理士の発展のため、組織・広報部のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

組織・広報副部長 梅原 光一